別表第二動物検疫所北海道出張所の項及び動物検疫所仙台空港出張所の項を削り、同表動物検疫所静岡出張所の項の次に次のように加える。

動物検疫所北海道・東北支所	千歳市
動物検疫所北海道・東北支所仙台空港出張所	名取市

別表第二動物検疫所関西空港支所小松島出張所の項を削り、同表動物検疫所神戸支所広島空港出張所の項の次に次のように加える。

動物検疫所神戸支所四国出張所	高松市

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　農林水産大臣　山本　有二

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一五、九七七人」を「一五、六六八人」に改め、同表林野庁の項中「四、八〇七人」を「四、七八六人」に改め、同表水産庁の項中「八八三人」を「八八七人」に改め、同表合計の項中「二一、六六七人」を「二一、三四一人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　農林水産大臣　山本　有二

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項補助金等の名称の欄中「食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金　独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費補助金」を「食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金」に、「担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金」を「担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金　担い手育成・確保等対策事業費補助金」に、「優良農地確保・有効利用対策事業費補助金」を「優良農地確保・有効利用対策事業費補助金　緊急対策交付金」に、「国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金」を「国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金」に、「中山間地域等直接支払交付金」を「中山間地域等直接支払交付金　農村地域資源維持・継承等対策整備交付金」に、「都市農村交流等対策整備費補助金」を「都市農村交流等対策整備費補助金　訪日外国人旅行者受入促進整備費補助金」に、「国立研究開発法人森林総合研究所施設整備費補助金」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費補助金」に、「漁業共済事業業務費補助金」を「漁業共済事業業務費補助金　漁業経営安定対策地方公共団体整備費補助金」に、「水産物加工・流通等対策整備費補助金」を「漁村振興対策地方公共団体整備費補助金　水産物加工・流通等対策地方公共団体整備費補助金」に、「離島漁業再生支援交付金」を「離島漁業再生支援等交付金　農業・食品産業強化対策推進交付金」に、「農業・食品産業強化対策推進交付金」を「農地・水保全管理支払交付金　農業・食品産業強化対策推進交付金」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十九年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十八年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

○農林水産省令第二十五号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第四条第一項の規定に基づき、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　農林水産大臣　山本　有二

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則（昭和五十一年農林省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号記載要領2の㈡中「「付加生産額」を「減価償却前利益」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」に、「及び⑫」を「、⑫、⑭及び⑮」に、「、両方の欄に」を「いずれかを」に、「の番号に○印」を「にレ印」に改め、同記載要領2の㈢中「改善計画の基本類型」を「具体的な取組」に、「類型すべてに○印」を「取組全てにレ印」に改め、同記載要領3を次のように改める。

3　その他記載に当たっての注意事項

別紙1又は2の記載については、以下の点に注意すること。

・「改善計画の類型」の欄については、改善計画の三類型のうち、いずれか一つにレ印を付すこと。

・「申請者名」の欄については、共同で改善計画を作成する場合には代表者の住所、名称及び代表者の氏名（個人の場合は、住所及び氏名）を記載すること。

また、漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成する場合には、改善計画に参加する全ての漁業者又は漁業協同組合等について、住所、名称及び代表者の氏名並びに連絡先（個人の場合は住所、氏名及び連絡先）を記載した参加者名簿を添付すること。

・「資源管理又は漁場改善の取組概要」の欄については、いずれかにレ印を付し、自らの取組の概要（休漁、養殖密度の遵守等）を記載するとともに、資源管理計画（国又は都道府県の確認を受けているもの）又は漁場改善計画（都道府県の認定を受けているもの）を添付すること。

・「実施体制」の欄については、地域連携型の改善計画を作成し、浜プラン等に基づく取組を実施する場合に、当該浜プラン等（国の承認を受けているもの）を添付すること。

また、大学、試験研究機関、企業等と連携して漁業経営の改善のための措置を実施する場合に、連携先の住所、名称及び代表者の氏名（個人の場合は、住所及び氏名）並びに連携の内容を記載すること。